

鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金によって町内会等が設置する街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関し、街頭防犯カメラの有用性を認識しつつ、市民等のプライバシー等の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 道路等の公共空間を撮影対象とするもので、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラとする。(以下、「防犯カメラ」という。)
- (2) 地区防犯団体連合会 鹿児島中央地区防犯団体連合会、鹿児島西地区防犯団体連合会及び鹿児島南地区防犯団体連合会とする。

(設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないよう必要最小限の範囲とすること。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する内容は、別表に定める項目とする。

(設置場所の所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は、当該設置場所の土地又は施設の所有者の同意(設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の許可)を得なくてはならない。

- 2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなくてはならない。

(管理運用責任者等)

第5条 設置者は、防犯カメラの適切な維持管理を行わなくてはならない。

- 2 設置者は、防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者を指定しなくてはならない。
- 3 設置場所の所有者等の事情により、撤去等の必要が生じた際は、設置に伴う許可等の条件を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応すること。
- 4 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなくてはならない。
- 5 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行わなくてはならない。

6 防犯カメラ及び画像記録装置については、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）以外の者が操作をしてはならない。

7 管理運用責任者等の指定及び変更をする場合は、速やかに地区防犯団体連合会に届出をしないといけない。

（画像及び記録媒体の適正な管理）

第6条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び記録媒体の適正な管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しないといけない。

- (1) 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。
- (2) 画像の保存期間は、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、原則として、最長1月以内の必要最小限の期間とする。
- (3) 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。
- (4) 画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (5) 画像のモニターテレビ等がある部屋に部外者が入れない又は見られないようにするなど、情報漏えいが起きないように、それぞれの施設等に応じた適切な対応を行う。

（画像提供の制限）

第7条 第三者への画像提供は禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、設置者等は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令等に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

2 前項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存し、地区防犯団体連合会に報告をしないといけない。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供内容
- (5) 対応者氏名

（秘密の保持）

第8条 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。なお、設置者等でなくなった後においても同様とする。

（苦情等の処理）

第9条 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（管理運用規程の策定）

第10条 設置者は、本要領の内容に基づき、次に掲げる事項を規定した街頭防犯カメラ

管理運用規程を策定しなくてはならない。

- (1) 目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 管理運用責任者等
- (4) 画像及び記録媒体の適正な管理
- (5) 画像提供の制限
- (6) 秘密の保持
- (7) 苦情等の処理

(報告及び是正措置)

第11条 市長及び地区防犯団体連合会は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、防犯カメラの管理及び運用について報告を求めることができる。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月28日より施行する。

(別表)

防犯カメラ作動中

設置者：〇〇町内会 連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇
鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業

防犯カメラ作動中

設置者…
連絡先…
〇〇町内会
・
〇〇〇

鹿児島市街頭防犯
カメラ設置費補助事業

(管理運用責任者及び操作取扱者届出書)

年 月 日

(あて先) ○○地区防犯団体連合会長

住所

団体名

代表者職・氏名

印

電話番号

管理運用責任者及び操作取扱者（新規・変更）届出書

管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

防犯カメラ等の管理運用については、鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領を遵守いたします。

記

(管理運用責任者)

住所

氏名

印

電話番号

(操作取扱者)

住所

氏名

印

電話番号

